

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市域内において、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム、自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム及び蓄電システムを設置する事業並びに住宅用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池を同時に設置する事業に対し、その経費の一部を市が補助することにより、家庭での新エネルギー及び省エネルギー機器の普及を促進し、もって地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、別表中欄に定める設備の要件を満たす同表左欄に掲げる対象システム（以下「対象システム」という。）を設置する事業で次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者が住民基本台帳の住所において、自らが所有し、又は借り受けており、かつ、居住する住宅に対象システムを設置し、住居の用に供する部分において使用すること。
- (2) 設置した対象システムが自作又は中古品でないこと。
- (3) 建築物の販売を目的に対象システムを設置したものでないこと。
- (4) 対象システムの設置に関して、法令等に違反していないこと。
- (5) 納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- (6) 次のア及びイに掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該ア及びイに定める要件を満たしていること。
 - ア 住宅用太陽光発電システム及び蓄電システム この要綱に基づき、補助を受けようとする事業において、設置する対象システムと同一の種類のものに対する補助金の交付を過去受けておらず、又は前回の第6の申請のあった日から5年が経過した日の属する年度の末日を過ぎており、かつ、申請中でないこと。
 - イ 家庭用燃料電池 次の(ア)及び(イ)に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - (ア) この要綱に基づき、補助を受けようとする事業において、設置する対象システムと同一の種類のものに対する補助金の交付を過去受けておらず、又は前回の第6の申請のあった日から5年が経過した日の属する年度の末日を過ぎており、かつ、申請中でないこと。

(イ) 住宅用太陽光発電システムと同時に設置すること。ただし、家庭用燃料電池の設置完了日と住宅用太陽光発電システムについて電力会社との受給契約を開始した日が1年以内であること。

ウ 自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型ソーラーシステム イ(ア)に掲げる要件を満たすこと。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に掲げる経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる経費

ア 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計の購入に要する経費

イ 配線、配線器具の購入及び据付けに要する経費

ウ 工事に要する経費

(2) 家庭用燃料電池、自然循環型太陽熱温水器及び強制循環型ソーラーシステム（第6第1項第2号において「家庭用燃料電池等」という。） 次に掲げる書類

ア 機器本体（リモコンを含む。）の購入に要する経費

イ 工事に要する経費

(3) 蓄電システム

ア 蓄電池本体、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）、計測装置及び表示装置の購入に要する経費

イ 工事に要する経費

(補助金額)

第5 補助金の額は、別表左欄に掲げる対象システムの区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して第5項に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次に掲げる書類

ア 設備の概要等（様式第2号）

イ 住宅用太陽光発電システムの設置費に係る領収書の写し

ウ 住宅用太陽光発電システムの設置費に係る内訳明細書の写し

エ 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し

オ 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナ

- 一の設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真
 - カ 補助を受けようとする事業において設置した対象システムについて電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
 - キ 申請者の住民票の写し（申請日前3月以内に取得したもの）
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 家庭用燃料電池等 次に掲げる書類
- ア 設備の概要等（様式第2号）
 - イ 家庭用燃料電池等の設置費に係る領収書の写し
 - ウ 家庭用燃料電池等の設置費に係る内訳明細書の写し
 - エ 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの型式番号が分かるカラー写真
 - オ 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
 - カ 申請者の住民票の写し（申請日前3月以内に取得したもの）
 - キ その他市長が必要と認める書類
- (3) 蓄電システム 次に掲げる書類
- ア 設備の概要等（様式第2号）
 - イ 蓄電システムの設置費に係る領収書の写し
 - ウ 蓄電システムの設置費に係る内訳明細書の写し
 - エ 蓄電池本体の設置状態及び型式番号が分かるカラー写真
 - オ 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
 - カ 申請者の住民票の写し（申請日前3月以内に取得したもの）
 - キ その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する書類に加え、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者と対象システムを設置する住宅の所有者が異なる場合 建物の所有者の承諾書
 - (2) 申請者自らが所有し、居住する集合住宅に対象システムを設置する場合 建物の所有を証明する登記事項証明書（申請日前3月以内に取得したもの）
- 3 家庭用燃料電池に係る補助金の交付申請にあっては、当該家庭用燃料電池と同時に設置した住宅用太陽光発電システムに係る交付申請を同時に行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、2種類以上の対象システムに係る申請を同時に行おうとする場合にあっては、これらの項の規定により添付する書類が重複するときは、当該重複するもののうち、いずれか一方の添付を省略することができ

る。

5 第1項の申請は、次の各号に掲げる補助を受けようとする事業において設置する対象システムの区分に応じ、当該各号に定める日から6月を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

(1) 住宅用太陽光発電システム 補助を受けようとする事業において設置した対象システムについて電力会社との受給契約を開始した日

(2) 家庭用燃料電池 保証書等に記載された購入日、引渡日（家庭用燃料電池を設置した日以後に住宅の引渡しがされた場合にあつては、当該住宅の引渡日）又は当該家庭用燃料電池と同時に設置した住宅用太陽光発電システムについて電力会社との受給契約を開始した日のいずれか遅い日

(3) 自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム及び蓄電システム 保証書等に記載された購入日又は引渡日（自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム又は蓄電システムを設置した日以後に住宅の引渡しがされた場合にあつては、当該住宅の引渡日）のいずれか遅い日

6 受け付けた申請に係る補助金の額の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

（交付決定等）

第7 市長は、第6の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8 補助金の交付申請をした者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第9 第7の補助金交付通知書を受けた者は、茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認

めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査等)

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の住宅に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金を対象システム設置以外の用途に使用したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年2月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成24年4月1日から平成25年2月28日までの間に電力の受給を開始した申請者
にあっては、この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補
助要綱の第6の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成25年8月31日までの
間で、指定された期間内において申請できるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成25年10月1日から同月29日までの間に住宅用太陽光発電システムに係る電力
の受給契約を開始し、又は家庭用燃料電池等を購入し、若しくは引渡しを受けた者
にあっては、この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業
補助要綱（この項において「改正後の要綱」という。）の第6の規定にかかわら
ず、平成26年4月1日から同月30日までの間において、改正後の要綱第6の規定に
よる申請ができるものとする。

(茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱の廃止)

3 茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱（平成24年8月1日実施）は、
廃止する。

(茨木市住宅用高効率給湯器等設備導入補助要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この要綱の実施前にこの要綱による廃止前の茨木市住宅用高効率給湯器等設備
導入補助要綱（以下この項において「廃止前の要綱」という。）第6の規定によ
り交付決定のあった補助金については、廃止前の要綱第10から第14までの規定
は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年1月10日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第13の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

対象システム	設備の要件	補助金額
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅において太陽光を利用して発電を行う太陽光発電システムであること。 2 太陽光発電システムの発電出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくはIEC等の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値）が10kW未満のものであること。 3 電力会社の低圧配電線と逆流のある系統連系の契約をしているものであること。 	<p>補助対象経費の合計額又は対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の値（出力の単位はkWとし、その値に小数点以下2けた未満の端数があるときはこれを四捨五入し、その値が4kWを超えるときは4kWとする。）に1kW当たり12,500円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
家庭用燃料電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市ガス又はLPガスを燃料とし、定格運転時において0.5キロワットから1.5キロワットまでの発電能力がある燃料電池システムであること。ただし、燃料電池ユニット部を既設の給湯器に接続するものを除く。 2 低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80パーセント以上であること。 3 燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられる貯湯容量が20リットル以上のタンクを有すること。 	<p>補助対象経費の合計額又は40,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
自然循環型太陽熱温水器	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用する自然循環型太陽熱温水器であること。 	<p>補助対象経費の合計額又は30,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じた</p>

	<p>2 日本産業規格（JIS）に適合していること又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けていること。</p>	<p>ときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>強制循環型ソーラーシステム</p>	<p>1 不凍液や空気等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用する強制循環型ソーラーシステムであること。</p> <p>2 日本産業規格（JIS）に適合していること又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けていること。</p>	<p>補助対象経費の合計額又は40,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>蓄電システム</p>	<p>1 太陽光発電システム等により発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、その電力を停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて活用することができること。</p> <p>2 定置型であって、蓄電容量が1 kWh以上のリチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>3 日本産業規格（JIS）又はIEC等の国際規格に適合していること。</p>	<p>補助対象経費の合計額又は40,000円のうちいずれか少ない額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</p>

様式第1号(第6関係)

(申請日) 年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

〒 _____

住 所 茨木市 _____

生年月日 _____

ふりがな
名 前 _____ (印) (自署の場合は押印不要)

電話番号
(日中に連絡可能な番号) _____

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請書

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金の交付を申請します。

設備の種類	設備別補助申請額 (100円未満切捨て)
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池	円
<input type="checkbox"/> 自然循環型太陽熱温水器	円
<input type="checkbox"/> 強制循環型ソーラーシステム	円
<input type="checkbox"/> 蓄電システム	円
補助申請額の合計	
	円
建築の区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築
設置建築物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者が単独で所有 <input type="checkbox"/> その他 ※住宅の所有者全員の承諾書が必要
同意・確認事項	<input type="checkbox"/> 私(申請者)は、茨木市が市税の納付確認をすることに同意します。 <input type="checkbox"/> 申請設備は中古、自作品でない。
問合先	<input type="checkbox"/> 申請者
	<input type="checkbox"/> 業者 (業者名) _____ (担当) _____ (電話番号) _____

添付書類
(各設備共通)

- (1) 設備の概要等(様式第2号)
- (2) 設備の設置費に係る領収書の写し
- (3) 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
- (4) 申請者の住民票の写し(申請日前3月以内に取得したもの)
- (5) 申請者と設備を設置する住宅の所有者が異なる場合は、建物の所有者の承諾書
- (6) 申請者自らが所有し、居住する集合住宅に対象システムを設置する場合は、建物の所有を証明する登記事項証明書(申請日前3月以内に取得したもの)

様式第2号（第6関係）

設備の概要等

住宅用太陽光発電システム

補助対象経費		円（税抜き）			
受給開始日		年 月 日			
太陽電池モジュール	製造業者名				
	型 式		公称最大出力	W/枚	枚
				W/枚	枚
				W/枚	枚
				W/枚	枚
(1) 合計出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)					kW
(1) 合計出力値が10 kW以上の場合のみ以下の(2)を記入。					
インバーター	(2) 合計定格出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)				kW

家庭用燃料電池 ※住宅用太陽光発電システムと同時申請に限る

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日

自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日

蓄電システム

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日
蓄電容量	kWh

(住宅用太陽光発電システム)

- (1) 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (4) 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW以上の時、パワーコンディショナー定格出力の合計値が記載された書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(家庭用燃料電池等)

- (1) 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの型式番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(蓄電システム)

- (1) 蓄電システムの設置状態及び型式番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名 様

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所

氏 名 様

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付不承認通知書

年 月 日付け申請の茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金は、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

印（自署の場合は
押印不要）

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付けで申請しました茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金について、次のとおり取り下げます。

- 1 補助対象事業
- 2 理 由

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

印 [自署の場合は
押印不要]

茨木市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった事業
補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 金 円

なお、補助金は、次の預金口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信金 信組・農協・ その他（ ）	支店・支所
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		